

選挙管理委員会が「住民投票を適正かつ厳格に管理・執行するためにも、基本とされている『公職選挙法』や『日本国憲法の法改正手続きに関する法律』（国民投票法）に準じた改正を検討いただきたい」としている理由

1	<p>住民投票条例第3条第3項で、「公職選挙法第11条第1項各号掲げる者（禁固以上の刑に処せられた者等）は住民投票の請求の資格及び投票権を有しないものとする」とあるが、20歳未満の者及び外国籍の者については把握することができない。</p> <p>（公職選挙法の第11条第3項の規定により、20歳以上の者については、本籍地から小諸市選挙管理委員会へ禁固以上の刑に処せられた者等の氏名が通知されるので、把握することができる。）</p>								
2	<p>住民投票条例第7条第2項において、選挙管理委員会は「当該投票日に他の選挙が行われるときその他選挙管理委員会が特に必要があると認めるときは、投票日を変更することができる」とあるものの、他の選挙が同時に行われるときに住民投票を行おうとすると、経費節減・事務効率・選挙人への利便性等を考慮すれば、同日に住民投票を行うことが一般的であると考えられる。その際には、</p> <p>(1) 公職選挙法第58条の前段に、選挙人、投票所の事務に従事する者等以外は投票所に入ることができない定めがあり、20歳未満及び定住外国人は原則入場することができないので、別会場を準備しなければならない。</p> <p>(2) 仮に、「やむを得ない事情がある者として投票管理者が認めたもの」（公職選挙法第58条後段の規定）としても、投票用紙の交付が煩雑になり、交付誤りや無効票につながりかねない。</p> <p>(3) 市長や市議会議員以外の選挙では、期日前投票の期間が異なるため、投票事務が煩雑となるとともに、投票率の低下につながりかねない。</p> <p>（衆議院議員選挙と最高裁裁判官国民審査で期日前投票期間が異なるため、二度投票に行かなければならない、再度投票に訪れた際に衆議院議員選挙の投票用紙を再び交付してしまう等の不具合が全国で発生している。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公職選挙法に定める期日前投票 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>参議院議員選挙、知事選挙</td> <td>投票日の16日前から</td> </tr> <tr> <td>衆議院議員選挙</td> <td>投票日の11日前から</td> </tr> <tr> <td>都道府県議会選挙</td> <td>投票日の 8日前から</td> </tr> <tr> <td>市長選挙と市議会議員選挙</td> <td>投票日の 6日前から</td> </tr> </table> ・ 小諸市住民投票の期日前投票 投票日の 6日前から ・ 最高裁裁判官国民審査の期日前投票 投票日の 7日前から 	参議院議員選挙、知事選挙	投票日の16日前から	衆議院議員選挙	投票日の11日前から	都道府県議会選挙	投票日の 8日前から	市長選挙と市議会議員選挙	投票日の 6日前から
参議院議員選挙、知事選挙	投票日の16日前から								
衆議院議員選挙	投票日の11日前から								
都道府県議会選挙	投票日の 8日前から								
市長選挙と市議会議員選挙	投票日の 6日前から								

○小諸市住民投票条例

平成22年12月27日

条例第25号

(請求及び投票の資格)

第3条 自治基本条例第31条第1項の規定により住民投票の実施を請求することができる者（以下「請求資格者」という。）及び同条第7項に規定する住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、年齢満16年以上の日本国籍を有する者及び定住外国人で、引き続き3月以上本市に住所を有するものとする。ただし、その者に係る本市の住民票が作成された日（本市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条又は第30条の46の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。

2 前項に規定する定住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

(2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に掲げる永住者の在留資格をもって在留する者

3 第1項の規定にかかわらず公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項各号に掲げる者は住民投票の請求の資格及び投票権を有しないものとする。

(住民投票の実施)

第7条 市長は、住民投票を実施するときは、直ちにその旨を告示するとともに、選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。

2 選挙管理委員会は、前項の規定による通知のあった日から起算して90日を超えない範囲内において住民投票の期日（以下「投票日」という。）を定めるものとする。ただし、当該投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、長野県の議会の議員若しくは長の選挙又は本市の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときその他選挙管理委員会が特に必要があると認めるときは、投票日を変更することができる。

3 選挙管理委員会は、前項の投票日を定めたときは、当該投票日の7日前までに告示しなければならない。

(期日前投票)

第20条 期日前投票は、当該住民投票の投票日の告示があった日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票所において投票することにより行う。

○公職選挙法

昭和25年4月15日
法律第100号

(選挙権及び被選挙権を有しない者)

第11条 次に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

- (1) 削除
- (2) 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
- (4) 公職にある間に犯した刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4までの罪又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第1条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者
- (5) 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

2 この法律の定める選挙に関する犯罪に因り選挙権及び被選挙権を有しない者については、第252条の定めるところによる。

3 市町村長は、その市町村に本籍を有する者で他の市町村に住所を有するもの又は他の市町村において第30条の6の規定による在外選挙人名簿の登録がされているものについて、第1項又は第252条の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなったことを知ったときは、遅滞なくその旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

(投票所に入出入し得る者)

第58条 選挙人、投票所の事務に従事する者、投票所を監視する職権を有する者又は当該警察官でなければ、投票所に入ることができない。ただし、選挙人の同伴する幼児その他の選挙人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めたものについては、この限りでない。